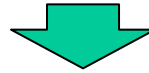


地方の自主性・裁量性を高めるための
国庫補助制度の見直し

事業計画の認可の手続き等の見直しの経緯

地方分権推進計画の概要

地方分権推進委員会 1～4次勧告(平成8年～9年)



地方分権推進計画(平成10年5月29日)

1. 機関委任事務制度の廃止

- ・国と地方公共団体との間に対等・協力の関係を築くため、機関委任事務制度を廃止
- ・地方公共団体の処理する事務を自治事務と法定受託事務に再構成

2. 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与について再構築

1. 2. を踏まえ、従前の機関委任事務および個別(委任)事務について、
具体的に整理

【従前の機関委任事務で自治事務とされたもの】

・予定処理区域の面積が100ha以下の公共下水道及び流域関連公共下水道の事業計画に係る認可等

・公共下水道(県際河川、複数都府県にまたがる広域的閉鎖性水域で流域別下水道整備総合計画が定められていない地域にかかるもの等を除く。)の事業計画に係る認可等

【従前の団体(委任)事務で引き続き国又は都道府県の関与が必要とされたもの】

・流域別下水道整備総合計画の策定に係る建設大臣の承認は廃止。県際河川、複数都府県にまたがる広域的閉鎖性水域にかかるものに限り、建設大臣の同意を要する協議

・流域下水道事業計画の策定、変更に係る建設大臣の認可

地方分権推進計画を受けた法改正

1. 国から地方公共団体へ(平成11年7月 地方分権一括法)

流域別下水道整備総合計画を定める際の建設大臣の承認について、原則 1 廃止。

従来より都道府県が機関委任事務として実施してきた予定処理区域の面積が100ha以下の公共下水道等の事業計画に係る認可について、自治事務として整理。

広域的水域にかかる地域であって流総計画が定められていない地域にかかるもの並びに都道府県、指定都市が設置するものを除き、公共下水道に係る事業計画の認可を国から都道府県に委譲（自治事務と整理）。

1 県際河川又は複数都府県にまたがる広域的閉鎖性水域に係る流総計画を定める際には、建設大臣と協議し同意を得る。

2. 本省から地方支分部局へ(平成11年12月 中央省庁等改革関係法施行法)

2以上の地方整備局にまたがる広域的水域に係るものを除き、流域別下水道整備総合計画の国土交通大臣の同意権限を地方整備局長等へ委任。

2以上の地方整備局にまたがる広域的水域において流総計画未策定の場合を除き、公共下水道及び流域下水道の事業計画の国土交通大臣の認可権限を地方整備局長等へ委任

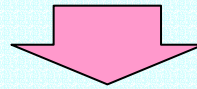
下水道事業の主要課題と国庫補助負担金の必要性

【緊急かつ重要な主要課題と国庫補助負担金の確保の必要性】

中小市町村の早急な普及促進

安全、安心な社会の実現に向けた緊急整備

高度処理、合流式下水道の改善、汚泥リサイクル等環境立国実現のための下水道の緊急整備



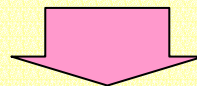
国庫補助負担金大幅削減では緊急かつ重要な課題解決に大きな支障。
緊急かつ重要な主要課題対応のために、絶対額の確保が不可欠。

【国庫補助負担金であることの必要性】

地方の実情に応じた短期集中投資が必要

各地域のそれぞれのニーズに対応した投資が必要

広域的な公共用水域の水質改善は国家的な取組みが必要

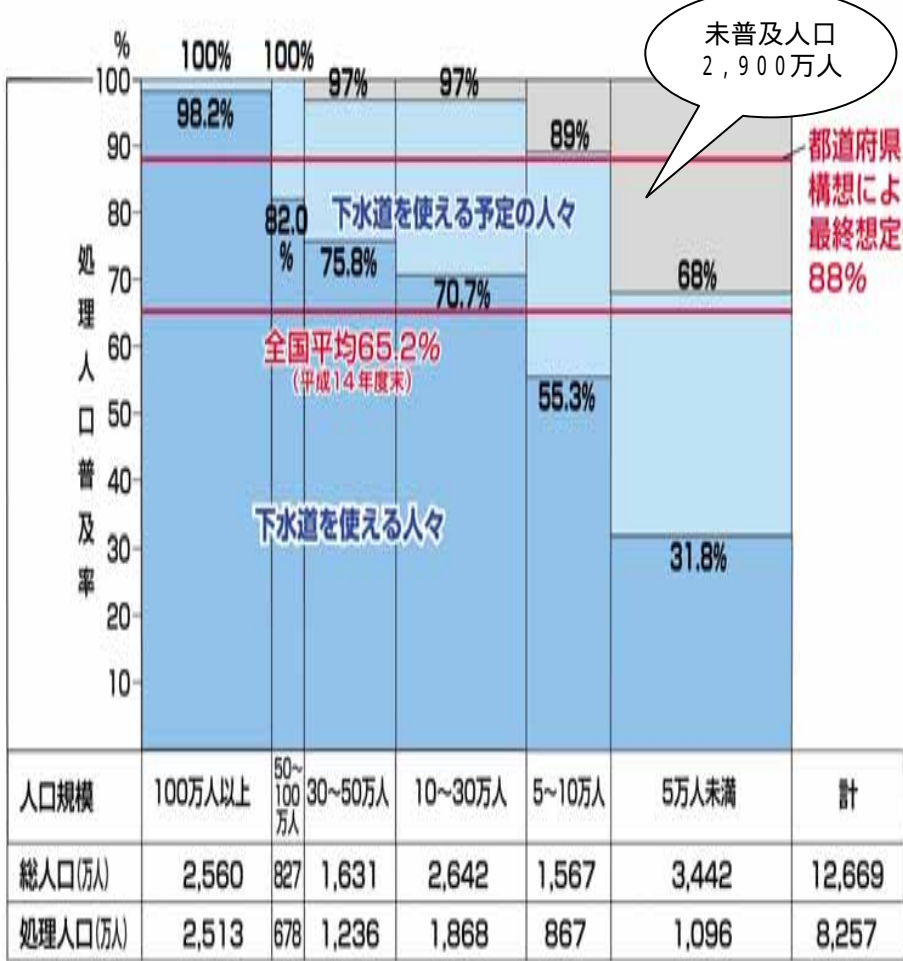


特定の時期、特定の地域への対応が必要で、外形的基準による配分では困難。
財源も主として建設国債であることから、税源移譲になじまない。

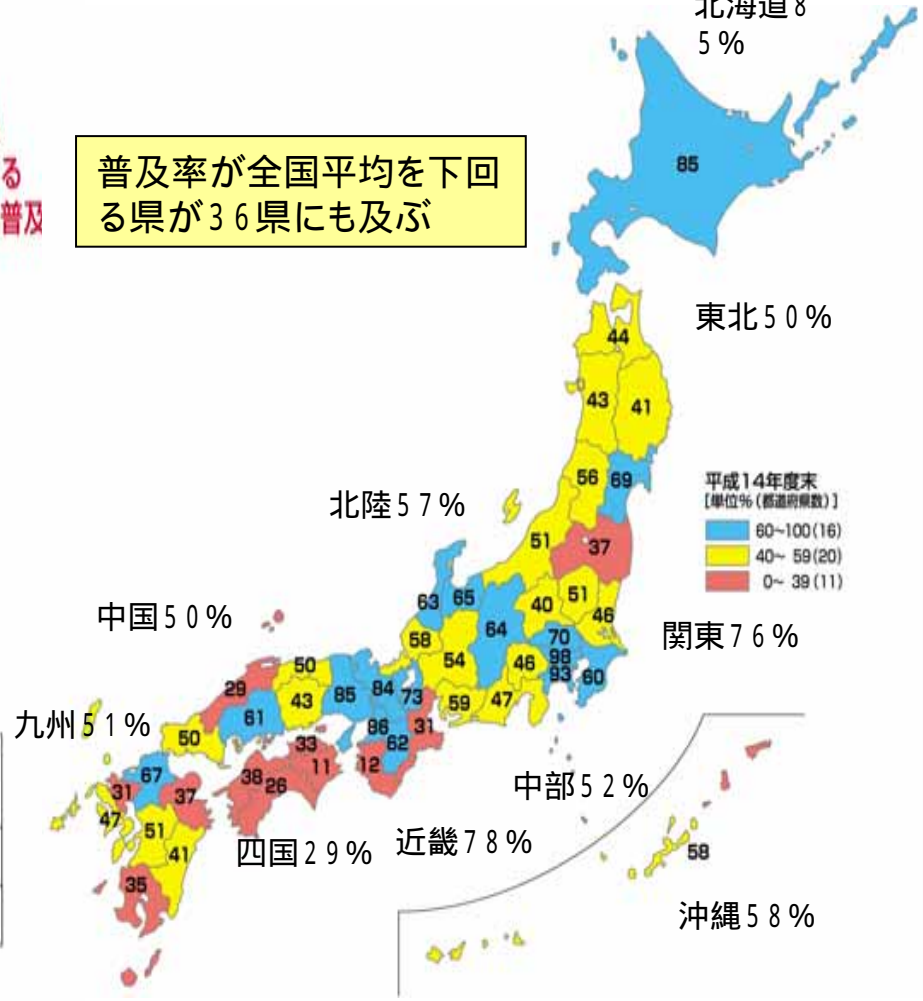
中小市町村の下水道の早急な普及促進が必要！

下水道が使用できるかできないかは、**有か無か**の問題であり、早急な普及の促進が必要

都市規模別下水道普及率



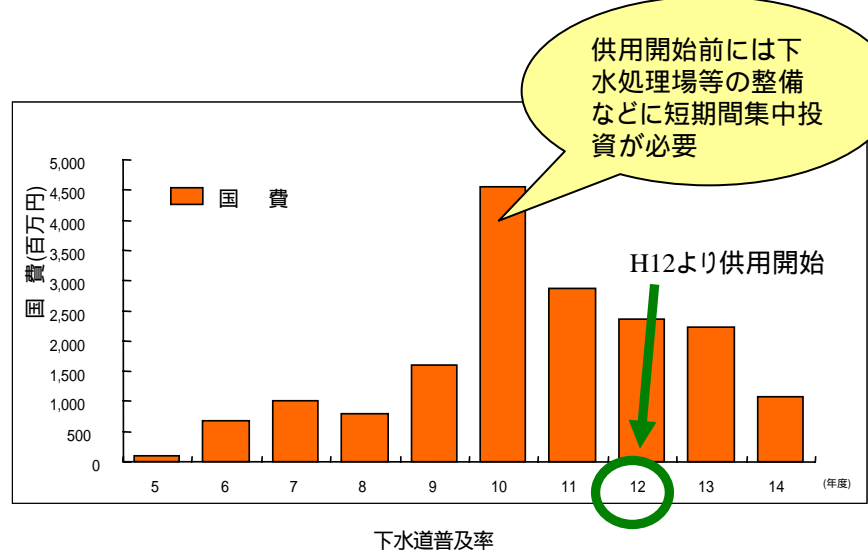
都道府県別、ブロック別の普及率



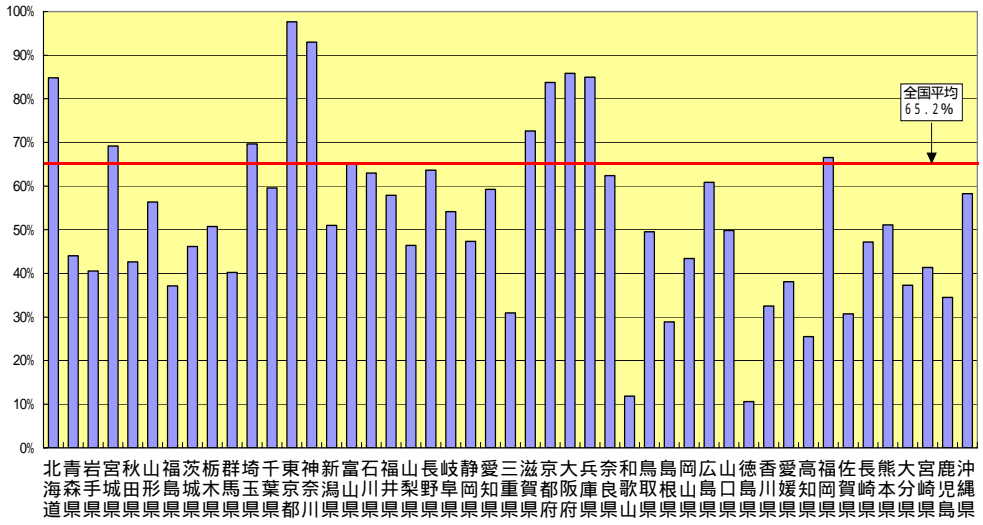
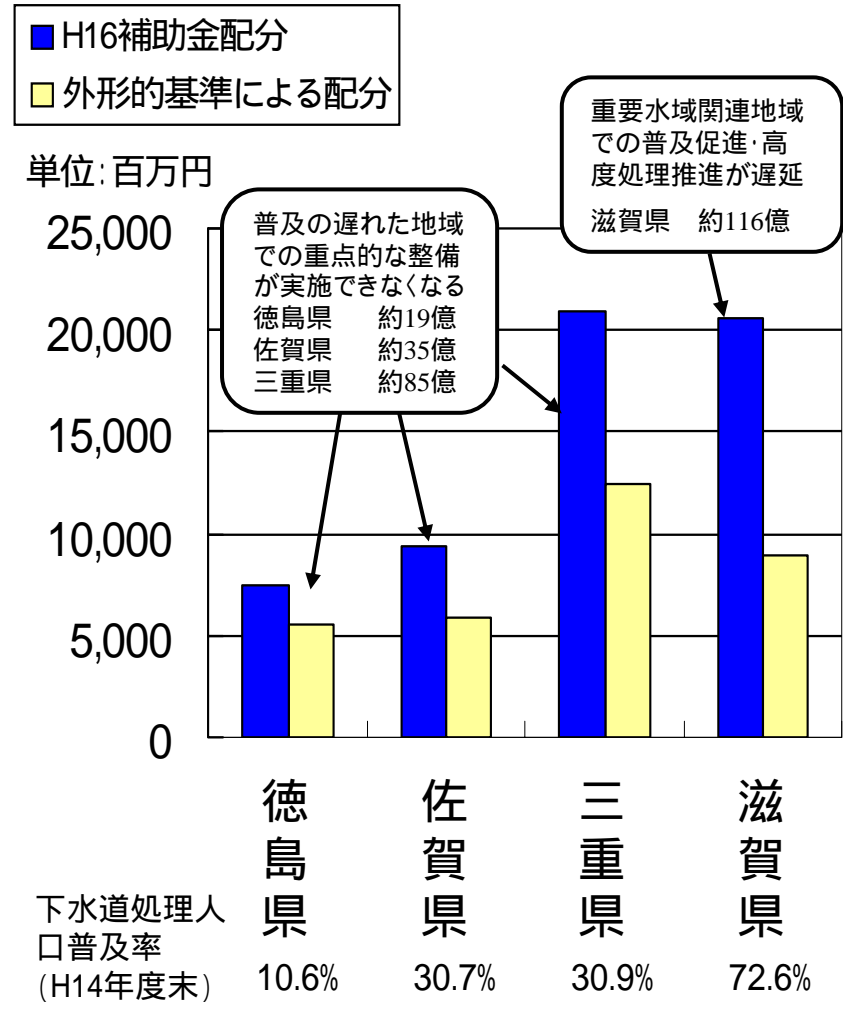
※四捨五入の関係上、合計値の合わない場合がある

短期集中投資、各地域のそれぞれの緊急課題に応じた投資が必要！

供用開始前に処理場等への集中投資が必要



国庫補助負担金の実配分と外形的基準による配分の違い



外形的基準による配分はH14年度住民基本台帳に基づく人口のシェアで、国庫補助負担金 8,478億円を仮想配分した推計値

下水道事業におけるこれまでの国庫補助負担金改革への取組み

【これまでの主な取組み】

統合補助金化

- ・都市下水道、トイレの水洗化が主で小規模な公共下水道事業を統合補助金化

事業の効率化・重点化への取組み

- ・5年以内に供用できない箇所の新規採択を廃止、未供用箇所数をH8年度の約4割減とし継続事業に重点
- ・污水管きよの単純な維持更新に対する新規の国庫補助負担事業を廃止

連携施策の推進、ローカルルールを導入

- ・地方自治体が策定する都道府県構想に基づく事業の推進
- ・污水处理施設連携整備事業、污水处理施設共同整備事業の推進、農業集落排水施設との接続
- ・市町村の自主性、裁量性に配慮したまちづくり交付金事業における下水道事業の実施

下水道事業における今後の国庫補助負担金改革への取組み

【今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略 H16.5.27地域再生本部決定】

自主裁量性の尊重、縦割行政の是正、成果主義的な政策への転換

・地域再生の推進に資するよう、**地域の視点からの補助金改革を推進し、既存補助金を見直し、地域が自主裁量性の高い資金**を未来への投資として、透明な選定プロセス、複数年度執行、成果の評価なども念頭に、国民に説明できるような形で戦略的に活用できるような仕組みを構築

【経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004 H16.6.4 閣議決定】

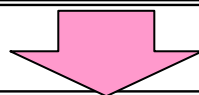
三位一体の改革

・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結びつく改革、**地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施**する。

自主裁量性の尊重、縦割行政の是正、成果主義的な政策への転換(H16.5.27地域再生本部決定と同趣旨)

主要予算の改革

・公共投資については、「改革と展望」に基づき、景気対策のための大幅な追加がおこなわれていた水準を目安に、選択と集中の観点から、更なる重点化・効率化を推進するとともにコストの縮減を図る。その中で、**国の役割は国家的な政策課題への対応の観点から戦略的・広域的かつ質の高い社会資本の整備に重点化するとともに、地方の自主性・裁量性を拡大する方向**で取り組む。



【今後の取組み】

・**地方の自主性・裁量性を高めることを基本としつつ、交付金化や統合補助金化など実情に即した補助制度の改革を検討。**